

第73回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成29年7月27日（木）10:00～11:30

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努

【専門委員】

野辺地 勉（公認会計士）

山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）

【審議協力者】

内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課 小松課長 他

総務省統計局統計調査部調査企画課 江刺統計調査研究官

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官 他

4 議 題 個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更について

5 概 要

○ 平成29年7月6日の第72回サービス統計・企業統計部会に係る審議のうち、更に確認が必要とされた事項及び前回部会終了後に指摘のあった事項について、調査実施者から追加説明を行った上で審議を行った。その結果、一部の調査計画について修正を行うこととした上で、適当と整理された。

○ その後、審査メモに沿って、「Ⅰ 個人企業経済調査の変更」の「1 調査計画の変更」のうち、「(4) 調査時期（周期及び実施時期）及び調査事項の変更」の一部、「(5) 集計事項の変更」、「(6) 調査結果の公表期日の変更」及び「2 前回答申時の今後の課題への対応状況」並びに「Ⅱ 個人企業経済統計（基幹統計）の指定の変更」について審議を行った結果、いずれも変更内容は適当と整理された。

○ その後、答申（案）の取りまとめの方向性について審議が行われ、調査事項の一部について修正が必要であることを指摘した上で、変更計画は適当と整理された。また、

今後の課題として、結果公表の早期化等について指摘するとともに、行政記録情報等の活用について部会長メモを作成することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会及びその終了後に示された質問・意見への回答

【調査事項】

[経理事項全般についての意見]

- ・ この調査に限らず、「税務申告書から転記できるような調査事項」については、税務申告データを利用することにより、一層正確な調査結果が効率的に得られ、報告者の負担も軽減できると考える。e-taxの利用も進んでおり、税務申告データの利用環境は整ってきていると思われる。実現が困難なことは理解しているが、統計委員会としても機会あるごとに、その必要性を指摘した方がよいのではないか。統計改革推進会議においても、行政記録情報の活用による報告者負担の軽減が掲げられていることを考えれば、税務申告データの活用に向けた課題やその対応策等を研究することが必要であり、その点を何らかの形で発信できないか。
- この指摘については後ほど、答申（案）の方向性を審議する際に、改めて整理をしたい。

[調査票2面「6 売上金額」等]

- ・ 個人企業は、経理を消費税込みで処理している例が多く、また経理担当がいない企業が多いため、消費税込の記入であることを明記されたことは適切と考える。

[調査票3面「10 設備取得状況」]

- ・ 修正いただいた案で結構である。

[調査票3面「11 従業者」]

- ・ 説明資料に、調査事項として「個人業主の家族で無給の人」と記載されているが、「個人業主」という表現はあまり聞きなれない。一般的な文言か。
- 経済センサス-活動調査の記載例を引用したものであり、同調査ではこのような表現を用いている。なお、本調査では「事業主の家族で無給の人」と記載することとしている。

[調査票3面「14 パーソナルコンピュータの使用の有無」]

- ・ 修正いただいた案で結構である。

[調査票4面「18 事業経営上の問題点」]

- ・ 企業経営上の問題点について、案では「原材料の価格・仕入価格の上昇」、「コストの増加を販売価格に転嫁できない」という2種類の選択肢を設定しているが、両方の選択肢を設定する意図は何か。
- ・ 商工会議所内のアンケートを行った際に、経営上の問題点として「コストの増加を販売価格に転嫁できない」との要因が大きいのではないかと指摘があった。今回の修正案では、「原材料の価格・仕入価格の上昇」と「コストの増加を販売価格に

転嫁できない」の両方の選択肢を選ぶ方がいると思うので、整合性の整理は必要かと思う。

→ 「原材料の価格・仕入価格の上昇」についてはこれまでも本調査で把握しており、継続性の観点から引き続き選択肢として設定した。また、「原材料の価格・仕入れ価格の上昇」の結果、「コストの増加を販売価格に転嫁できない」という問題が発生することも考えられるが、原材料を確保できないという数量面の問題の要因も考えられるため、両方の選択肢を設けたものである。なお、本調査項目は複数選択を可としており、両方が選択されても問題ないとする。

- ・ コストに与える影響と言う意味では、「9 原材料の価格・仕入価格の上昇」から「12 家賃・地代の上昇」まではすべて要因として考えられるため、これらの選択肢の後に「コストの増加を販売価格に転嫁できない」を置いた方がいいのではないかと。

→ そのように修正したい。

【調査方法】

- ・ 督促を行う主体は委託を受けた民間事業者か。
→ その予定である。
- ・ 調査員調査の場合、調査員が調査票の収集時に記載内容を確認しているため、記入漏れや不詳といったことが少ない。変更後の本調査では、オンライン調査を導入する計画であるが、正しく入力されていないと次の項目へ進めないといった仕様になっているオンライン調査もあるので、これらを参考に工夫いただけたらと思う。また、記入されていない不詳の取扱いが調査実務上の課題になるという意味で、審査業務の重要性はより一層高まるのではないかと。
- ・ 調査票への記入漏れや記入間違いが多いため、確定申告書からの転記での記載ができるようにすることは良いと考えるが、報告者にとっては、同様の調査が輻輳して行われることに対する負担感も強く、本調査の重要性などを改めてきちんと整理し、報告者に理解いただいた上で調査を行うことが大事だと思われる。
→ オンライン調査では、審査機能も組み込みながら、記入しやすさに重点をおいて、結果精度の確保に着目した工夫をして、効率的に回収を行いたいと考えている。御指摘の点も認識した上で検討してまいりたい。

(2) 審査メモに基づく変更事項等の審議

ア 調査時期（周期及び実施時期）、調査事項（前回の続き）

- ・ 経済統計については、統計改革推進会議の最終取りまとめにおいても、様々な方向性が示されているが、配布された「他の基幹統計調査との関係補足資料」は、現時点の関係を表したものか。

→ そのとおりである。今後の検討によって状況が大きく変動する可能性もある。特に経済センサス - 活動調査実施年における整理が大きな課題になると考えている。

→ ビジネスサーベイについては、現時点で整理されていないため、将来、その全体像が整理された段階で、本調査の調査事項を見直す可能性があることについて付言しておきたい。

イ 集計事項の変更

- ・ 今回予定されている変更は、本調査結果の利活用の向上に資するものであり、また、従前行われている集計は、利活用を踏まえ引き続き提供される予定であることから、未諮問基幹統計の確認も含め、適当と整理したい。

ウ 調査結果の公表時期の変更

- ・ 平成32年調査の回収の途中段階で2年間のデータの時系列比較といった検討を行うこととしているが、どのように分析を行うことを想定しているのか。
 - 督促期間を長く設けているが、一方でなるべく早期に結果を公表しなければならないとも考えているため、平成32年調査の調査票がある程度回収できた段階で検討に着手することを考えている。また、結果表章に対する影響も勘案して、重点的に督促を行うことを想定している。
- ・ 都道府県別の集計での対応は難しいとしても、全国集計における速報を含め、公表の早期化などの検討は行っているのか。
 - 公表については、調査方法を大きく変更することを踏まえると、慎重な対応が必要と考えており、2か年分のデータを確認しながら、検討を行ってまいりたい。
- ・ 平成32年度調査以降、実査が安定的に行われるようになった段階では、公表の早期化の検討は可能か。
 - 現時点では、まだ実査が行われておらず、速報化を明言できる状況にない。平成31年度調査の結果等を確認しながら、検討を行ってまいりたい。
 - 調査変更後直ちには困難としても、状況が安定してきた段階で、将来的に公表の早期化の御検討をいただきたい。その旨を答申の「今後の課題」として記載したい。

エ 前回答申において示された「今後の課題」への対応状況

- ・ 前回答申（平成13年11月9日の統計審議会（当時）答申）において「今後の課題」として示された①電子商取引の状況についての把握、②郵送調査等の調査方法の導入については、今回の変更事項の審議の中で議論していることから、その結果を踏まえ適当と整理したい。

オ 個人企業経済統計の指定の変更

- ・ 今回の指定の変更については、適当として整理したい。
ただし、統計法が想定している概念整理としては、まず、必要な統計とはどのようなものかという整理があり、その上で、当該統計を作成するためにどのような手

段を用いるかという段階で、統計調査の内容を審議することが自然ではないか。今回の審議では、統計調査の変更を先に議論し、基幹統計の指定に関する審議は最後になったが、本来的には順番が逆であるように思う。したがって、基幹統計の指定の変更と基幹統計調査の変更を同時に諮問する場合の審議の進め方などについては、今後、事務局において整理していただきたい。

→ 御意見の趣旨を踏まえ、整理してまいりたい。

(3) 答申案の方向性の確認

- ・ 今回審議した個人企業経済統計の指定の変更及び個人企業経済調査の計画の変更について、後者については、設備取得額や経営上の問題点等、調査事項の一部については修正が必要であることを意見として付しつつ、全体としては、適当と整理することとしたい。

また、本調査の今後の課題としては、①ビジネスサーベイの検討の進捗状況を踏まえた調査事項の再検討、②民間委託に伴う対応状況と影響について評価し、それを踏まえた改善の実施、③変更した計画による調査の実施後、審査の状況が安定した段階で調査結果の公表の早期化の検討の3点を想定している。なお、行政記録情報（税務申告データ）の活用については、政府統計全般の課題であることから、部会長メモとして整理することとしたい。

6 その他

部会の結果については、平成29年7月27日（部会と同日）開催予定の統計委員会で前回部会結果と併せて、部会長から口頭により報告した上で、追加的な報告を8月24日（木）の統計委員会で行うこととされた。

また、本部会で答申の方向性について合意が得られたことから、今後、答申（案）を作成、調整した上で、書面決議を行い、9月21日（木）開催予定の統計委員会において、報告されることとされた。

(以 上)